

## 福井県場外離着陸場申請図面使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、福井県場外離着陸場申請図面（以下「申請図面」という。）の使用および管理に関し、必要な事項を定める。

### (申請図面に関する権利)

第2条 申請図面に関する著作権等一切の権利は、福井県（以下「県」という。）に帰属する。

### (使用の範囲)

第3条 申請図面は、航空運送事業者等が回転翼航空機の離着陸の用に供する場外離着陸場（航空法第79条但書き）の許可を得るために航空局へ申請し、県内の航空路活性化のために使用する。

2 申請図面は前項の目的の範囲内において使用することができる。

### (使用の届出)

第4条 申請図面を使用し、航空局の許可を得た者（以下「使用者」という。）は、新規または更新の申請ごとに、県知事（以下「知事」という。）に使用の届出（様式第1号）を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- (1) 県または市町が構成メンバーとなっている団体が使用するとき
- (2) 知事が特に申請を要しないと認めたとき

### (使用料)

第5条 申請図面の使用料は、無料とする。

### (遵守事項)

第6条 申請図面の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請図面の使用にあたっては、県のホームページに定められた使用方法を遵守すること
- (2) 県の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるような方法で使用しないこと
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるような方法で使用しないこと
- (4) 福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものに益する方法で使用しないこと
- (5) その他知事が使用について適当と認められない方法で使用しないこと

(使用中止等の要請)

第7条 県は、申請図面の使用がこの規程または届出内容等に反していると認められる場合、使用者に対し、使用中止、改善等の措置を要請することができる。

2 前項において、使用中止、改善等の措置を受けた使用者およびその関係者に損害が生じた場合であっても、県はその賠償の責を負わない。

(使用者の責任)

第8条 使用者が申請図面の使用により県に損害を与えた場合、県はその賠償を請求することができる。

2 申請図面の使用に起因する事故、苦情または第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに県に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、県は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

(使用の非独占性等)

第9条 この規程による届出は、使用者が独占して申請図面を使用する権限を付与するものではない。また、使用者または使用対象物等について県が推奨を行うものではない。

(調査等)

第10条 県は使用者に対し、申請図面の使用状況について調査を行い、または使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(使用実績の報告)

第11条 県は使用者に対し、申請図面の使用実績について資料の提出または報告を求めることができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるものの他、申請図面の使用および管理に関して必要な事項は、県が別途定める。

附則 この規程は、令和7年2月28日から施行する。

様式第1号（第4条第1項関係）

年 月 日

福井県場外離着陸場申請図面使用届出書

福井県知事 様

届出者

住所(所在地)

名 称

代表者職氏名

下記のとおり、福井県場外離着陸場申請図面を使用し、航空局から場外離着陸場（航空法第79条但書き）の許可を取得・更新をしたため、福井県場外離着陸場申請図面使用規程第4条第1項の規定により届出ます。

なお、使用にあたっては、同規程に定める事項を遵守します。

1 届出内容

場外離着陸場 名称		
許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
担 当 者	部署・氏名	
	電話番号	
	メール	

2 添付書類

- ・場外離着陸場の許可証